第

2846

REÂDAS U-ダァスクラブ

1994年1月6日創刊 · 毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(2005年)平成17年 8月17日 水曜日

発行所

뭉

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-6209-7678 株式会社 FPシミュレーション 編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax:06-6209-8145

△ 製造原価に算入しなくてよい減価償却費

Q:当社は製造業ですが、工場にかかる減価償却費はすべて製造原価に算入しなければなりませんか?

A:原則は製造原価に算入ですが、一定の ものについては製造原価に含めなくてよいこ ととなっています。

【解説】

工場に関する減価償却費は、すべて製造原 価に算入するのが原則となっています。

しかし、減価償却費の中にも減価償却資産 の損耗とは直接関係のない減価償却費があり、 これらについては、製造原価に算入しなくて よいこととされています。

たとえば、次のようなものがこれに該当し ます。

① 陳腐化した機械装置の陳腐化による減価償却費

陳腐化による減価償却は、機械自体が旧式になったことや需要減退による経済価値が低下したことを基因とする、いわば過去の償却不足分の一時償却のようなもので、物理的な減価ではありませんので、製造原価に含める必要性はありません。

- ② 中小企業者等が機械等を取得した場合等の特別償却費
- ③ こうした特別償却は、国が特定の設備投資を促進させるために政策的に認めているものですから、使用による損耗とは直接関係なく、製造原価に含める必要はありません。







